

# 大阪地域司法データ 2019

大阪弁護士会

司法改革検証・推進本部

## 大阪地域司法データ 2019

- |   |  |        |   |  |        |
|---|--|--------|---|--|--------|
| 1 | 大阪の裁判所の事件動向<br>大阪地家裁事件の大阪本庁・支部別一覧（2017年度新受件数）<br>大阪地裁管内簡裁事件裁判所別一覧（2017年度新受件数）            | ---P1  | 6 | 交通事故<br>大阪府下における交通事故（事故件数、死者数、負傷者数）<br>大阪地裁15民事部受理事件数等<br>交通事故紛争処理センター処理件数<br>日弁連交通事故相談センター大阪支部示談あっせん件数      | ---P17 |
| 2 | 大阪の裁判件数<br>大阪地裁民事事件数の推移<br>大阪地裁刑事事件数の推移<br>大阪家裁本庁における家事事件事件数の推移<br>大阪地裁管内簡裁民事通常訴訟新受件数の推移 | ---P4  | 7 | 家事事件<br>大阪家裁の調停、審判事件数の推移（夫婦関係及び親子関係）<br>離婚件数（全国） 人口動態統計調査<br>大阪家裁の履行勧告処理件数の推移<br>同履行命令後の状況の推移<br>大阪家裁の人事訴訟件数 | ---P20 |
| 3 | 大阪の裁判官数<br>大阪地裁（本庁）配属裁判官の内訳<br>大阪家裁（本庁）配属裁判官の内訳  | ---P10 | 8 | DV<br>大阪府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数<br>大阪地裁管内保護命令申立新受件数   | ---P23 |
| 4 | 借金問題<br>大阪地裁管内の破産新受件数の推移   | ---P13 | 9 | 高齢者・障がい者<br>ひまわり等専門相談等件数<br>自治体における専門相談件数<br>成年後見人等推薦依頼件数<br>医療観察法付添人推薦依頼件数<br>家庭裁判所成年後見人等選任事件数              | ---P26 |
| 5 | 労働問題<br>大阪労働局 助言、あっせん件数<br>大阪地裁第5民事部（労働事件担当部）労働審判事件数及び労働保全事件数                            | ---P14 |   |  |        |

ひまわり登録弁護士数

高齢者・障がい者虐待相談通報件数

精神医療審査会 退院、処遇改善請求件数

1 0 子ども ---P33

国選付添人契約弁護士数の推移

国選付添人名簿登載者数

日弁連法テラス委託援助の少年保護事件付添援助決定件数

未成年後見人・後見監督人選任事件新受件数

児童相談所における児童虐待相談対応件数

大阪における付添人選任率の推移

大阪における国選付添人選任率の推移

1 1 医療過誤 ---P38

医療関係訴訟の新受件数と認容率の推移

1 2 建築紛争 ---P42

大阪地方裁判所第10民事部（建築訴訟事件）

民間総合調停センター 不動産売買・請負契約における紛争の受理  
件数

大阪住宅紛争審査会 受理件数

大阪弁護士会 総合法律相談センター：住宅・建築相談の受理件数

財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター：住宅専門家相談  
件数（大阪）

1 3 刑事事件 ---P44

被疑者国選受任件数

被告人国選受任件数

裁判員裁判新受件数

裁判員裁判平均審理期間

1 4 相続・遺言 ---P50

公正証書遺言作成件数

遺言書検認手続申立件数

信託業務を行う金融機関の遺言書保管件数

1 5 裁判外紛争解決機関 ---P52

民間総合調停センター処理件数

# 1 大阪の裁判所の事件動向

大阪地家裁事件の大阪本庁・支部別一覧表（2017年度新受事件数）

地方家庭裁判所	大阪地家裁総数		大阪本庁（％）		堺（％）		岸和田（％）	
事件総数	65,705		51,136 (77.8)		10,148 (15.4)		4,421 (6.7)	
民事事件	39,252		31,453 (80.1)		4,977 (12.7)		2,822 (7.2)	
第一審通常訴訟	14,913		12,872 (86.3)		1,372 (9.2)		669 (4.5)	
保全	1,482		1,355 (91.4)		89 (6.0)		38 (2.6)	
民事執行	15,229		11,391 (74.8)		2,335 (15.3)		1,503 (9.9)	
破産	7,628		5,835 (76.5)		1,181 (15.5)		612 (8.0)	
刑事事件	6,733		5,461 (81.1)		849 (12.6)		423 (6.3)	
家事事件	11,937		8,758 (73.4)		2,003 (16.8)		1,176 (9.9)	
別表第二審判	1,341		917 (68.4)		257 (19.2)		167 (12.5)	
別表第二調停	5,933		4,361 (73.5)		1,010 (17.0)		562 (9.5)	
別表第二以外調停	3,880		2,883 (74.3)		623 (16.1)		374 (9.6)	
人事訴訟	783		597 (76.2)		113 (14.4)		73 (9.3)	
少年事件（一般保護）	7,783		5,464 (70.2)		2,319 (29.8)		—	—
人口	8,861,437		6,416,949		1,588,948		855,540	
人口100人当たりの事件数	0.74		0.80		0.64		0.52	
本庁・支部別弁護士数	4,666							
弁護士一人当たりの人口	1,899							
弁護士一人当たりの事件数	14.1							

※民事事件は、第一審通常訴訟、保全、民事執行、破産の新受事件数のみを集計。

※刑事事件は訴訟事件（略式・交通即決事件を除く）の新受事件数。

※家事事件は、乙類審判、乙類調停、乙以外調停、人事訴訟の新受事件数のみを集計。

※少年事件は一般保護事件のみの新受事件数。

※弁護士数は2019年2月6日現在。人口は2017年1月1日現在。各事件数は最高裁からの提供資料にもとづく。

大阪地裁管内簡裁事件裁判所別一覧表（2017年度新受事件数）

簡易裁判所	簡裁事件総数		大阪簡裁 (%)		大阪池田 (%)		豊中 (%)	
事件総数	78,105		54,575 (69.9)		787 (1.0)		1,405 (1.8)	
民事事件	78,021		54,509 (42.3)		786 (0.6)		1,405 (1.1)	
訴訟事件		47,799		39,569 (82.8)		230 (0.5)		400 (0.8)
調停事件		3,071		1,823 (59.4)		39 (1.3)		79 (2.6)
その他の事件		27,151		13,117 (48.3)		517 (1.9)		926 (3.4)
刑事事件	84		66 (78.6)		1 (1.2)		0 0.0	
人口	8,861,437		2,691,425		270,916		403,991	
人口100人当たりの事件数	0.88		2.03		0.29		0.35	

簡易裁判所	吹田 (%)		茨木 (%)		東大阪 (%)		枚方 (%)	
事件総数	1,582 (2.0)		1,986 (2.5)		3,192 (4.1)		4,858 (6.2)	
民事事件	1,581 (1.2)		1,983 (1.5)		3,190 (2.5)		4,854 (3.8)	
訴訟事件		529 (1.1)		620 (1.3)		934 (2.0)		1,364 (2.9)
調停事件		67 (2.2)		80 (2.6)		87 (2.8)		183 (6.0)
その他の事件		985 (3.6)		1,283 (4.7)	0 0	2,169 (8.0)	0 0	3,307 (12.2)
刑事事件	1 (1.2)		3 (3.6)		2 (2.4)		4 (4.8)	
人口	455,332		665,484		762,379		1,167,422	
人口100人当たりの事件数	0.35		0.30		0.42		0.42	

簡易裁判所	堺 (%)		富田林 (%)		羽曳野 (%)		岸和田 (%)	
事 件 総 数	3,846 (4.9)		916 (1.2)		1,378 (1.8)		2,396 (3.1)	
民 事 事 件	3,840 (3.0)		915 (0.7)		1,378 (1.1)		2,396 (1.9)	
訴訟事件		1,745 (3.7)		355 (0.7)		511 (1.1)		1,051 (2.2)
調停事件		286 (9.3)		53 (1.7)		71 (2.3)		238 (7.7)
その他の事件		1,809 (6.7)		507 (1.9)		796 (2.9)		1,107 (4.1)
刑 事 事 件	6 (7.1)		1 (1.2)		0 0.0		0 0.0	
人口	960,230		257,477		371,241		566,599	
人口100人当たりの事件数	0.40		0.36		0.37		0.42	

簡易裁判所	佐野 (%)	
事 件 総 数	1,184 (1.5)	
民 事 事 件	1,184 (0.9)	
訴訟事件		491 (1.0)
調停事件		65 (2.1)
その他の事件		628 (2.3)
刑 事 事 件	0 0.0	
人口	288,941	
人口100人当たりの事件数	0.41	

※弁護士数は、2019年2月6日現在。人口は2017年1月1日現在。

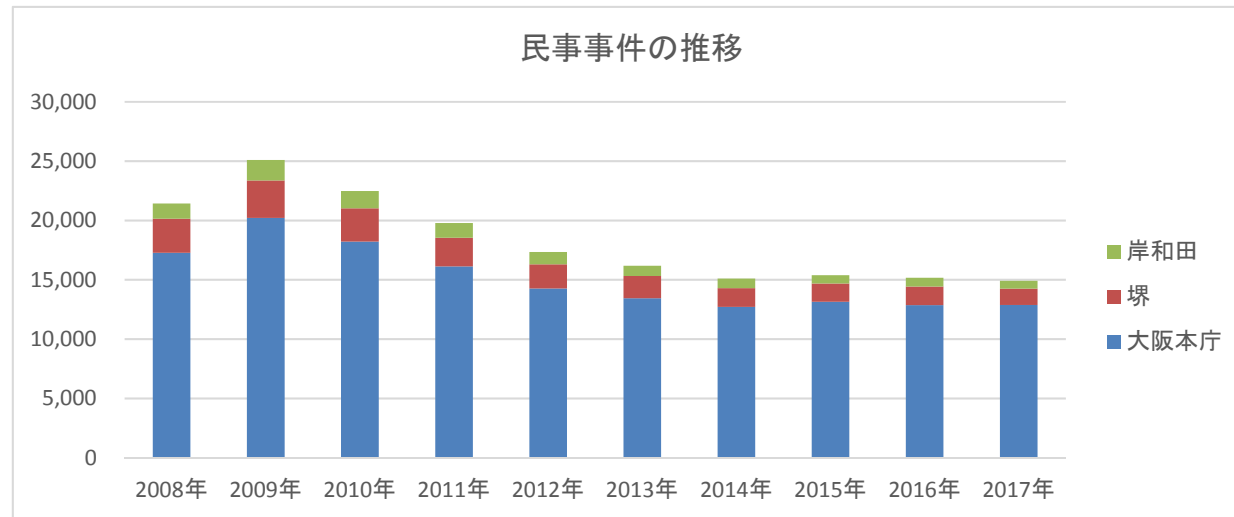
※刑事事件は訴訟事件（略式・交通即決事件を除く）の新受事件数。

## 2 大阪の裁判件数

大阪地方裁判所民事事件の推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
大阪本庁	17,277	20,211	18,222	16,123	14,260	13,439	12,708	13,151	12,866	12,872
堺	2,867	3,159	2,801	2,422	2,043	1,877	1,583	1,525	1,554	1,372
岸和田	1,279	1,722	1,456	1,231	1,036	868	812	713	752	669
大阪合計	21,423	25,092	22,479	19,776	17,339	16,184	15,103	15,389	15,172	14,913

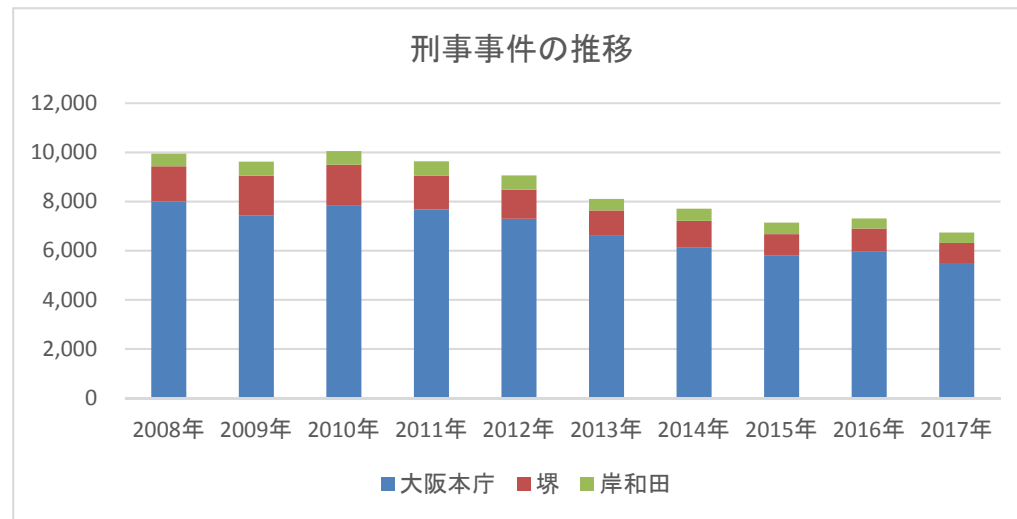
大阪地裁総務課



### 地裁刑事事件数の推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
大阪本庁	7,996	7,438	7,820	7,677	7,292	6,629	6,116	5,792	5,951	5,461
堺	1,435	1,610	1,677	1,373	1,185	1,002	1,092	880	945	849
岸和田	511	572	552	582	585	468	495	466	414	423
大阪合計	9,942	9,620	10,049	9,632	9,062	8,099	7,703	7,138	7,310	6,733

大阪地裁総務課

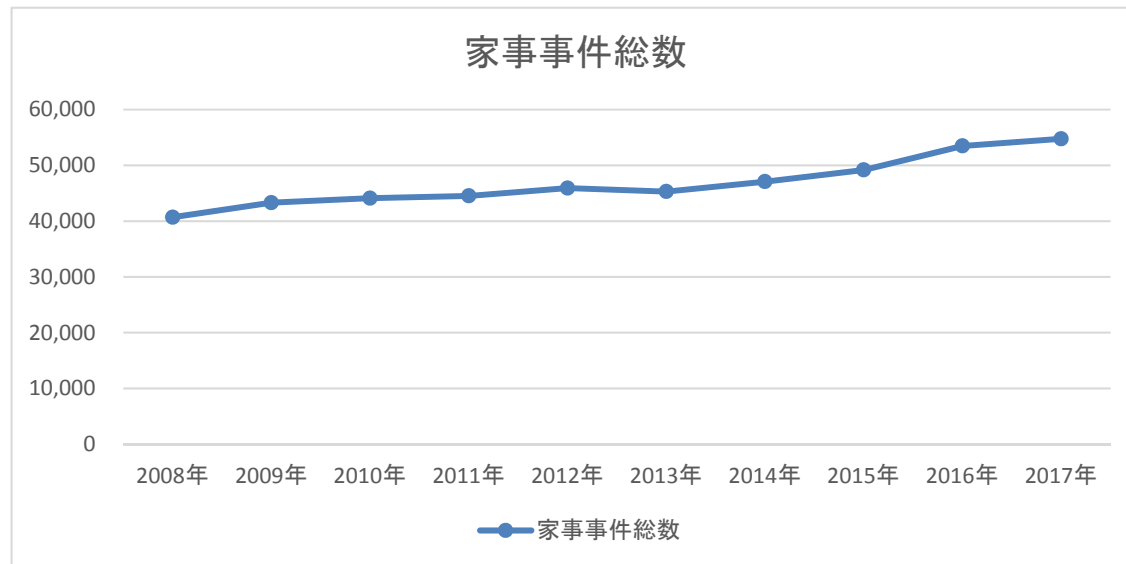




大阪家裁本庁における家事事件数の推移

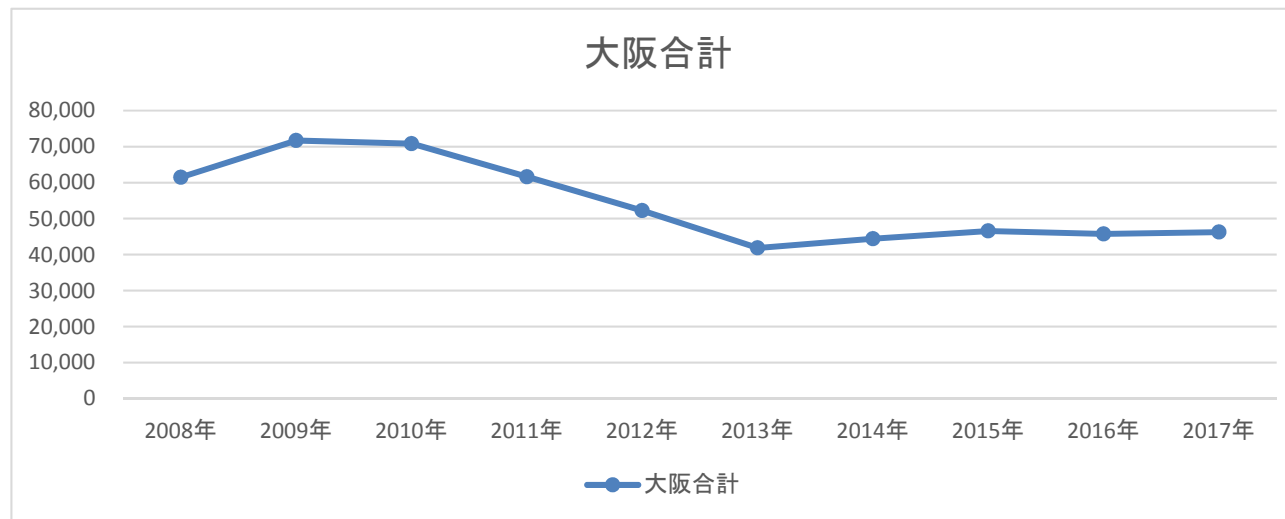
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
別表第一審判事件	31,040	33,162	33,522	34,043	35,169	36,311	38,300	40,438	44,520	46,008
別表第二審判事件	1,032	1,138	1,144	1,158	1,290	1,207	1,235	1,100	1,026	917
別表第二調停事件	3,228	3,606	3,712	3,725	3,936	4,084	3,991	4,089	4,360	4,361
別表第二以外調停事件	3,375	3,317	3,624	3,461	3,400	3,045	2,898	2,931	2,992	2,883
人事訴訟	582	599	660	685	644	653	662	616	582	597
家事事件総数	40,701	43,314	44,109	44,533	45,919	45,300	47,086	49,174	53,480	54,766

大阪家裁総務課



簡裁民事通常訴訟新受件数の推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
大阪	47,146	52,213	54,069	46,779	42,002	33,058	36,230	38,875	38,685	39,569
東大阪	2,059	2,775	2,248	2,038	1,509	1,261	1,210	1,095	932	934
枚方	2,915	3,896	3,306	2,866	1,919	1,571	1,504	1,439	1,344	1,364
堺	2,691	3,385	2,958	2,656	1,745	1,503	1,354	1,302	1,211	1,070
岸和田	1,374	1,908	1,622	1,411	1,051	922	773	719	668	623
大阪合計	61,475	71,701	70,809	61,619	52,221	41,848	44,399	46,555	45,751	46,259



### 1 地裁民事事件数の推移

2008年から2017年までの大阪地裁本庁及び支部における第一審民事通常事件の新受件数の推移は、4頁の表のとおりです。

大阪地裁（支部を含む）管内の地裁第一審通常事件の新受件数は、2007年以降増加傾向にあり、2009年には25,092件とピークを迎えました。これは消費者金融に対するいわゆる過払金返還請求事件の増加が主たる要因であると考えられます。

しかし、その数は、その後、過払金事件が終息に向かうとともに減少に転じ、2017年には14,913件と、1993年当時の水準にまで戻っています。

### 2 地裁刑事事件数の推移

2008年から2017年までの大阪地裁本庁及び支部における第一審刑事通常事件の新受件数の推移は、5頁の表のとおりです。

大阪地裁（支部を含む）管内の地裁第一審通常刑事事件の新受件数は、2001年以降は1万件台で推移していましたが、2008年に8年ぶりに1万件を割り、2010年には再び1万件台にのったものの、その後は減少傾向にあり、2017年には6,733件にまで減りました。

### 3 家事事件事件数の推移

2008年から2017年までの大阪家裁本庁における家事審判事件及び調停事件の新受件数の推移は、6頁の表のとおりです。

大阪家裁本庁の新受件数は、2008年に初めて4万件を超え、その後も増加傾向にあり、2017年には54,766件を数えるまでに至りました。

このように増加する最大の原因は、2000年に施行された成年後見事件の増加にあります。成年後見制度が定着するとともに、人口の高齢化が進んでいる日本では、今後も増加傾向は続くと考えられます。

### 4 簡裁民事事件数の推移

2008年から2017年までの大阪簡裁、東大阪簡裁、枚方簡裁、堺簡裁及び岸和田簡裁における通常訴訟の新受件数の推移は、7頁の表のとおりです。

大阪簡裁の通常事件の新受件数は、2005年までは2万件台で推移していましたが、2006年以降は毎年5千件以上のペースで増加し、2010年には54,069件に達しました。他の簡裁の新受件数も同様の増加傾向を示し、大阪府下の簡裁の新受件数の合計数も、2005年から2009年にかけて、34,679件から71,701件にまで激増しました。これも、地裁と同様、過払金返還請求事件の増加が主たる要因であったと考えられます。

2004年1月1日から簡裁の事物管轄が90万円から140万円に増額されましたが、この事物管轄の拡大も簡裁民事事件数の増加傾向にいつそう拍車をかけた可能性があります。

しかし、その後、過払金事件が終息に向かうとともに、新受件数は、減少に転じ、2013年には大阪簡裁で33,058件、大阪府下全体でも41,848件にまで減少しましたが、その後はやや増加傾向にあり、2017年には大阪簡裁で39,569件、大阪府下全体では46,259件となっています。

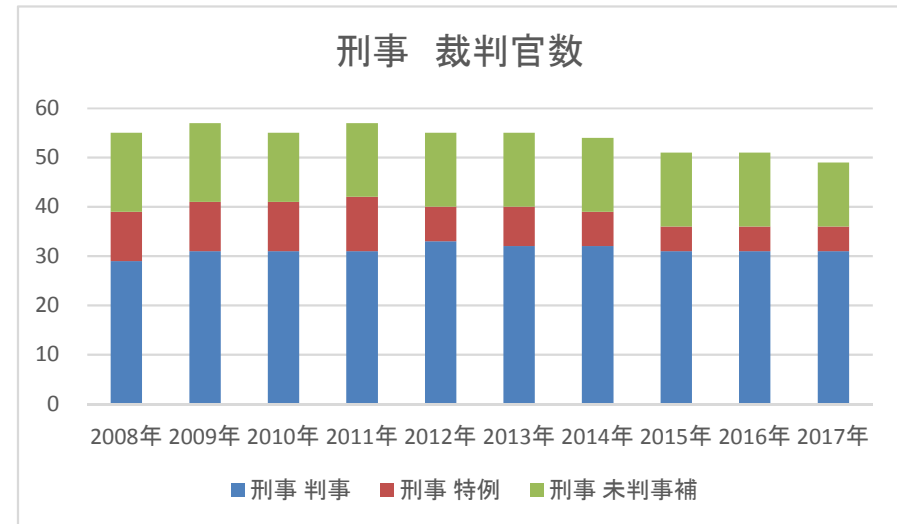
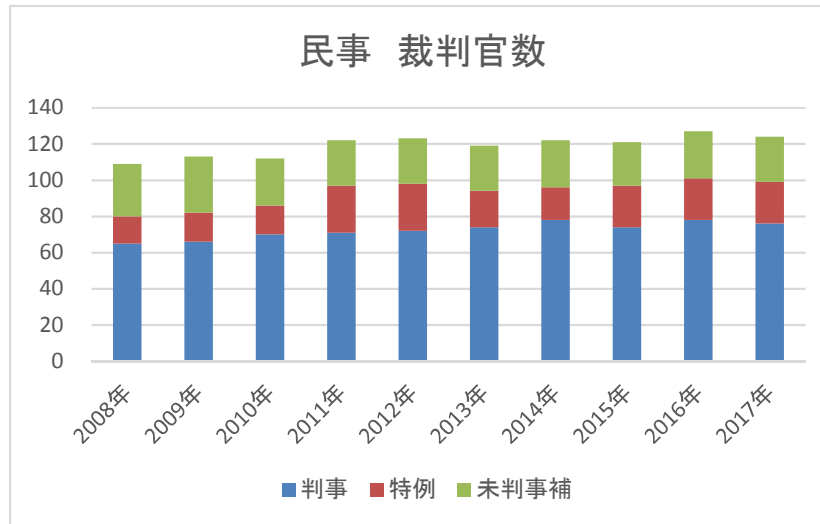
また、東大阪や枚方方面には地家裁支部が置かれていませんが、両簡裁の事件数の多さが注目されます。

### 3 大阪の裁判官数

大阪地裁(本庁)配属裁判官の内訳

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
民事	判事	65	66	70	71	72	74	78	74	78	76
	特例	15	16	16	26	26	20	18	23	23	23
	未判事補	29	31	26	25	25	25	26	24	26	25
	民事合計	109	113	112	122	123	119	122	121	127	124
刑事	判事	29	31	31	31	33	32	32	31	31	31
	特例	10	10	10	11	7	8	7	5	5	5
	未判事補	16	16	14	15	15	15	15	15	15	13
	刑事合計	55	57	55	57	55	55	54	51	51	49
民事刑事合計		164	170	167	179	178	174	176	172	178	173

大阪地裁総務課

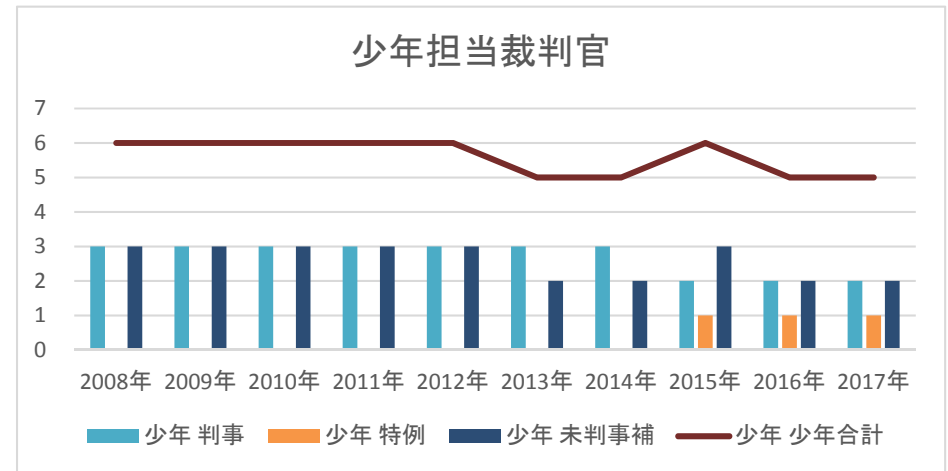
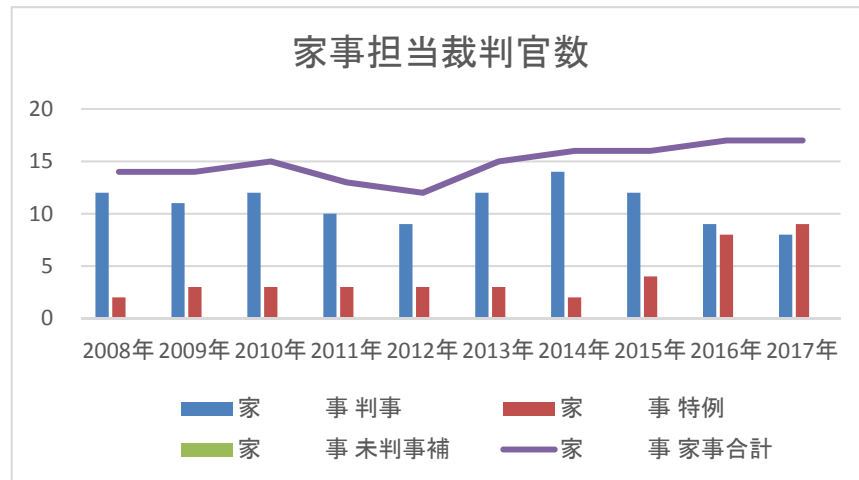


大阪家裁(本庁)配属裁判官の内訳

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
家事	判事	12	11	12	10	9	12	14	12	9	8
	特例	2	3	3	3	3	3	2	4	8	9
	未判事補	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家事合計	14	14	15	13	12	15	16	16	17	17
少年	判事	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
	特例	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	未判事補	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2
	少年合計	6	6	6	6	6	5	5	6	5	5
家事少年合計		20【0】	20【0】	21【0】	19【0】	18【0】	20【1】	21【1】	22【1】	22【1】	22【1】

【 】は家事・少年の兼任裁判官

大阪家裁総務課



## 1 大阪地方裁判所

大阪地裁（本庁）に配属された裁判官について、民事事件と刑事事件の担当別人数、それらのうち、判事（10年以上の経験を有する裁判官）、特例判事補（5年以上10年以下の経験を有し、単独で裁判ができる裁判官）、及び未特例判事補（経験が5年未満のため、原則として単独で裁判ができない裁判官）の別は10頁の表のとおりです。

民事事件については、大阪地裁（本庁）の事件数が、2008年が17,277件、2017年が12,872件と、約25%減少しているにもかかわらず、民事事件担当の裁判官数は、2008年が109人、2017年が124人と、微増（増加率約14%）しています。

他方、刑事事件については、大阪地裁（本庁）の事件数は、2008年が7,996件、2017年が5,461件と、約32%も減少しているのに対して、刑事事件担当の裁判官数は、2008年が55人、2017年が49人と、約11%の減少にとどまっています。

## 2 大阪家庭裁判所

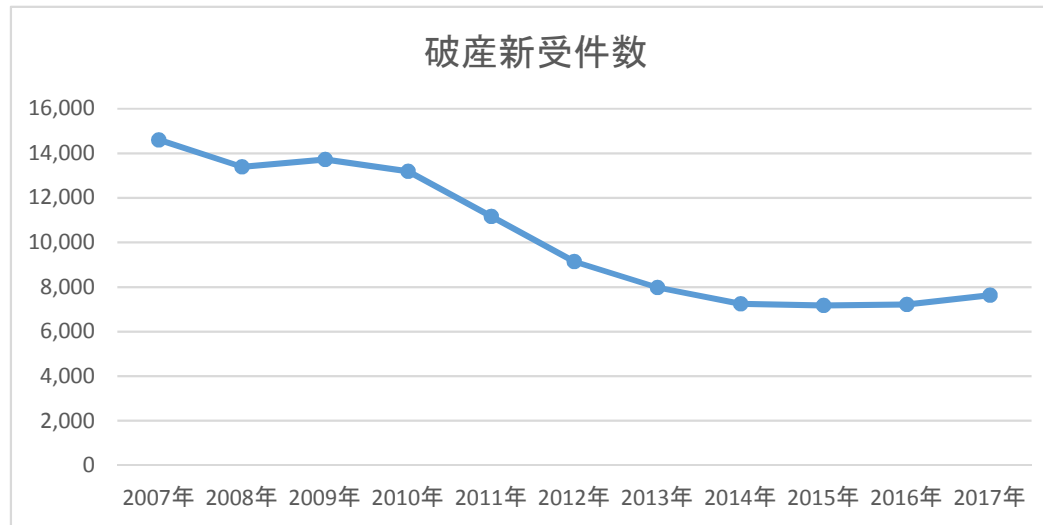
大阪家裁（本庁）に配属された裁判官について、家事事件と少年事件の担当別人数、それらのうち、判事、特例判事補及び未特例判事補（地裁の場合と異なり、少年事件は単独で裁判ができます）の別は11頁の表のとおりです。

家事事件については、大阪家裁（本庁）の家事事件総数は、2008年が40,701件であったのに対して、2017年は54,766件と、約35%も増加しているのに対して、家事事件を担当する裁判官の数は、2008年が14人に対して、2017年は17人と、約21%しか増えておらず、裁判官一人当たりの負担はますます重くなっています。

## 4 借金問題

大阪地裁管内(本庁、堺支部、岸和田支部)の破産新受件数の推移

2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
14,602	13,398	13,719	13,184	11,169	9,135	7,980	7,246	7,175	7,217	7,628





## 5 労働問題

### 大阪労働局 助言・指導、あっせん

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
あっせん申請件数	551	537	491	456	425	393	408	384
あっせん実施(開催)	223	214	221	202	189	194	196	207
当事者間の合意	134	148	144	147	138	121	126	146

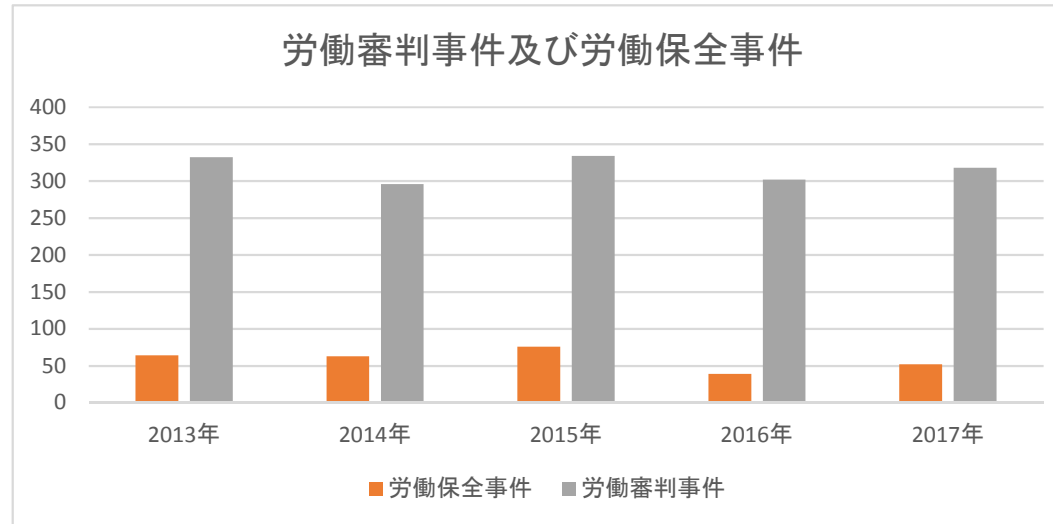
### 第5民事部 労働事件担当部

新受件数	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
労働保全事件	43	65	-	-	-	-	64	63	76	39	52
労働審判事件	105	139	-	-	328	353	332	296	334	302	318

労働審判事件新受件数

労働訴訟事件を本案とする保全事件新受件数

※ 「労働訴訟事件を本案とする保全事件新受件数」は、概数である。



## 1. 大阪の労働相談の実情

長引く不況のなかで、労働に関する問題は依然として多い状態が継続しています。大阪労働局（国の機関）に寄せられた相談件数も2016年度で11万9,651件（前年度比8.4%増）と増え続けています。うち、民事上の個別労働紛争相談件数は2万1,368件（前年度比11.4%増）でした。

相談の内容としては、「いじめ・嫌がらせ」（パワハラを含む）に関する相談件数が5,049件（前年度比8.1%増）と、民事上の個別労働紛争相談件数に占める割合が4年連続でトップ、3年連続で2割超えとなりました。

一方、「退職勧奨」に関する相談件数は1,765件（前年度比3.3%減）、「出向・配置転換」に関する相談件数は743件（前年度比12.1%減）でした。

相談件数の総数は増加しており、大阪府下における労働問題への取り組みの必要性はますます高まっています。

## 2. 大阪の労働問題についての司法へのアクセス

### (1) 行政における解決

大阪労働局には、問題解決のための制度として、「助言・指導、あっせん」があります。2016年度の「あっせん申請」件数は384件で、2016年度内に処理した381（合意+打切りの件数）件のうち、当事者間の合意に至ったのが146件（38.3%）であり、一定の解決が図られているようです。また、2016年度の「助言・指導申出」件数は602件で、2016年度内に処理した610件のうち、助言・指導を実施したものは596件、その結果解決

したものが238件(39.9%)でした。「助言・指導」を含めても、大阪労働局が行政として動いた件数は991件にすぎず、相談件数の多さから比べると十分なものとは言えないようです。

## (2) 労働審判へのアクセス

大阪地方裁判所では、第5民事部が労働事件の担当部となっています。同部が2016年に受理した労働審判の新受件数は302件でした。2015年は334件でしたから、前年と比較すると減少していますが、依然として件数の多い状態が継続しています。

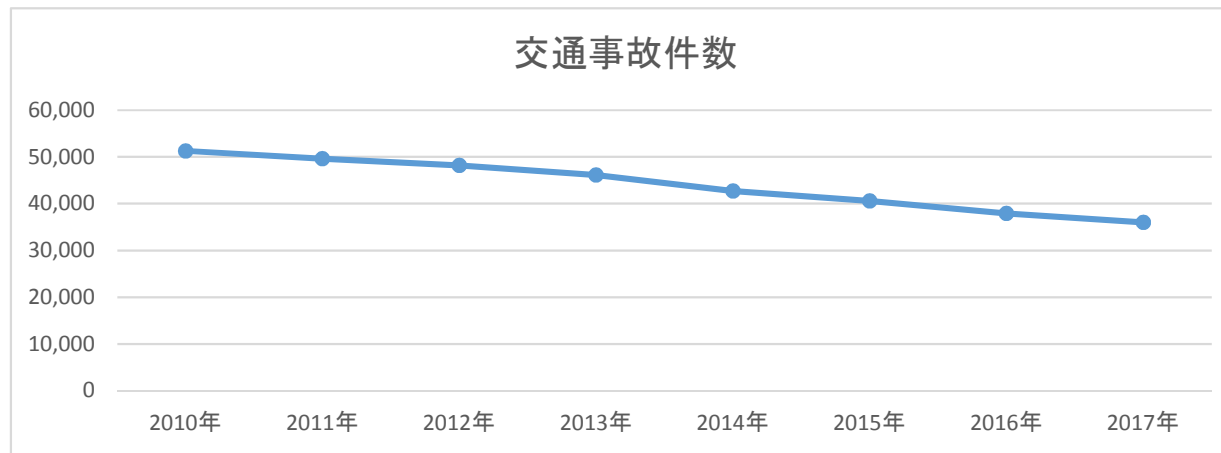
2016年の労働審判の新受件数の内容は「地位確認」が122件、「賃金」が144件、「退職金」が14件、「その他」が22件でした。

事件内容が労働局への相談内容とは異なる結果となっていますが、これは、労働局への相談件数のトップであった「いじめ・嫌がらせ」(パワハラを含む)が、それ単体では労働審判になじみにくいという、労働審判制度の特殊性にも起因しているものと思われます。

## 6 交通事故

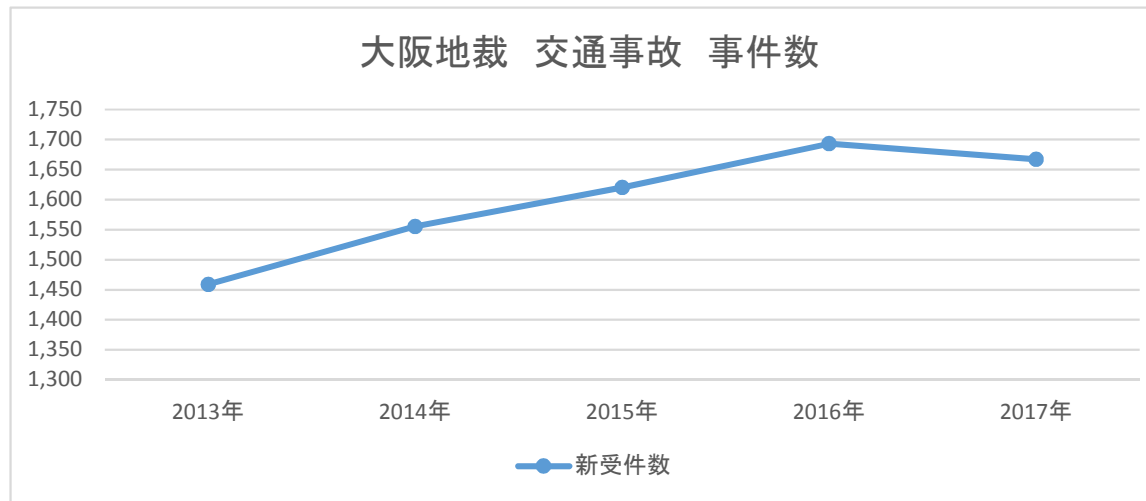
### 大阪府下における交通事故件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
交通事故件数	51,292	49,644	48,212	46,110	42,729	40,607	37,920	35,997
死者数	201	197	182	179	249	196	161	150
負傷者数	61,469	59,489	57,804	55,363	51,501	48,481	45,460	43,585



### 大阪地方裁判所第15民事部事件受理件数等

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
新受件数	1,459	1,555	1,620	1,693	1,667
終結	1,344	1,453	1,555	1,773	1,669
判決	356	375	437	358	288
和解	884	920	980	1,240	1,237
取下等	104	157	138	175	144



#### (公財)交通事故紛争処理センター大阪支部

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
新規申立(相談)件数	8,483	8,176	8,234	8,020	7,429
斡旋による終結	7,937	7,603	7,574	7,442	5,911
審査による終結	647	699	634	641	636

#### (公財)日弁連交通事故相談センター大阪支部

	2014年	2015年	2016年	2017年
示談斡旋申立	69	49	24	26
示談斡旋による終結	45	40	21	16
審査移行	4	1	1	5

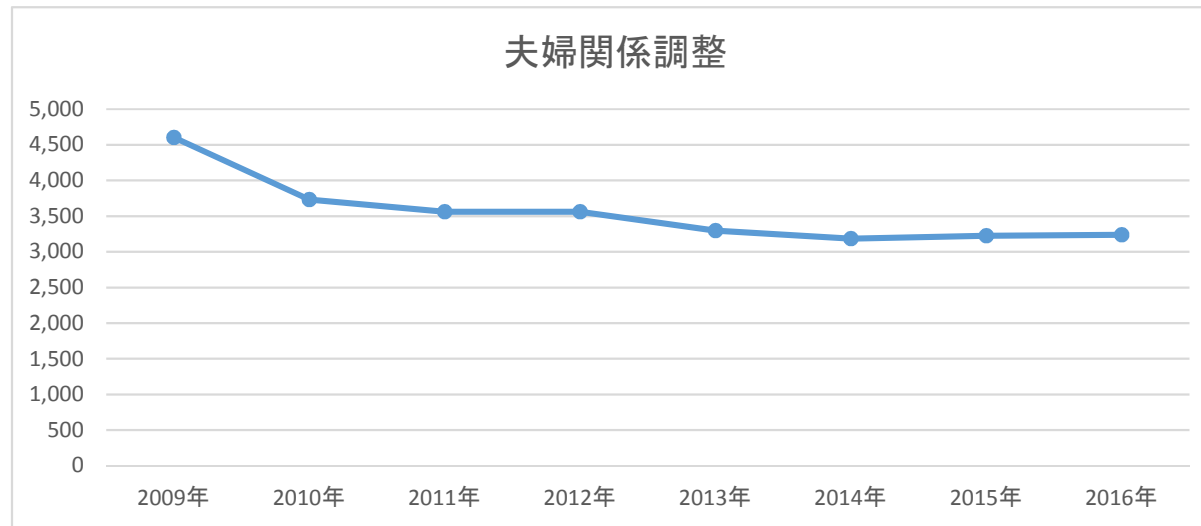
- 1 2013年以降、大阪府下で発生した交通事故件数は減少傾向にある。それに伴い、死者数や負傷数も概ね減少傾向にある。
- 2 大阪地方裁判所第15民事部に係属する事件は近年増加傾向にある。大阪府下の交通事故発生件数自体は減少傾向にあるため、損害保険会社が扱う権利保護保険（弁護士費用特約）の販売件数の増加もその大きな要因と思われる。
- 3 公益財団法人交通事故紛争処理センター大阪支部（近畿2府4県対象）への相談（申立）件数は、近年やや減少傾向にある。弁護士費用特約の販売増加により、費用面で訴訟提起が比較的容易になったことの影響もあると思われる。
- 4 公益財団法人日弁連交通事故相談センター大阪支部への示談斡旋申立件数も、近年やや減少傾向にある。公益財団法人交通事故紛争処理センターと同様の影響もあると考えられる。

## 7 家事事件

### 調停審判件数

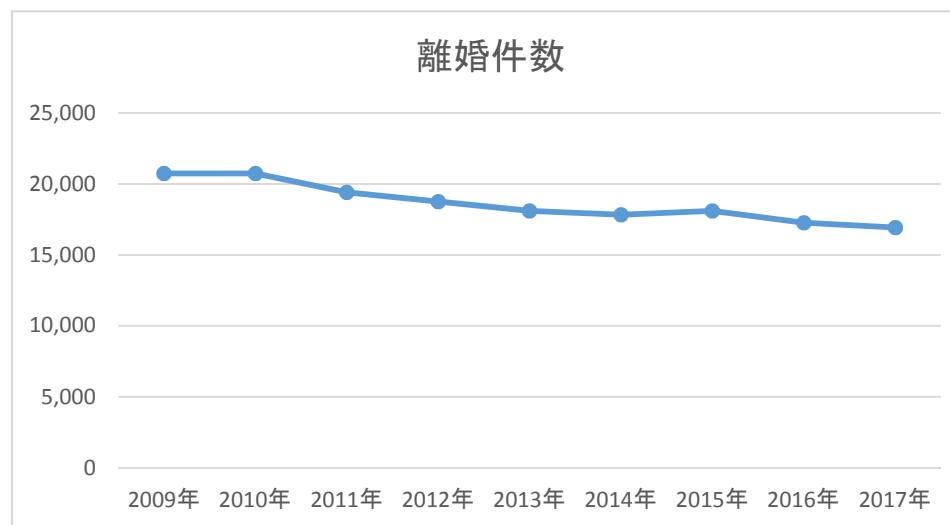
大阪家庭裁判所 司法統計より

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
夫婦関係調整	4,603	3,730	3,560	3,561	3,297	3,185	3,224	3,237
婚費調停	1,075	1,216	1,347	1,368	1,437	1,447	1,579	1,646
婚費審判	205	171	252	282	293	347	292	279
履行勧告	900	880	832	857	831	775	802	836
履行命令	8	6	8	8	4	6	8	12
養育費調停	1,251	1,279	1,253	1,257	1,311	1,272	1,231	1,366
養育費審判	255	219	261	289	281	293	292	238
面会交流調停	615	638	656	782	855	838	891	957
面会交流審判	102	111	107	145	163	167	145	131



## 人口動態統計調査

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
離婚件数	20,737	20,752	19,407	18,761	18,104	17,834	18,101	17,279	16,931



## 履行勧告処理件数

家裁総務課からの協力

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
総数	900	880	832	867	831	775	802	836	679
全部履行	179	197	207	214	171	214	203	201	176
一部履行	183	143	138	154	151	137	139	131	103
金銭その他不詳	436	422	389	403	390	328	339	383	285
目的を達した	28	30	32	11	24	18	25	25	21
一部目的を達した	16	19	10	14	10	13	18	23	16
目的を達しない	41	51	40	47	65	46	62	48	54
その他不詳	17	18	16	14	20	19	16	25	24



## 履行命令後の状況

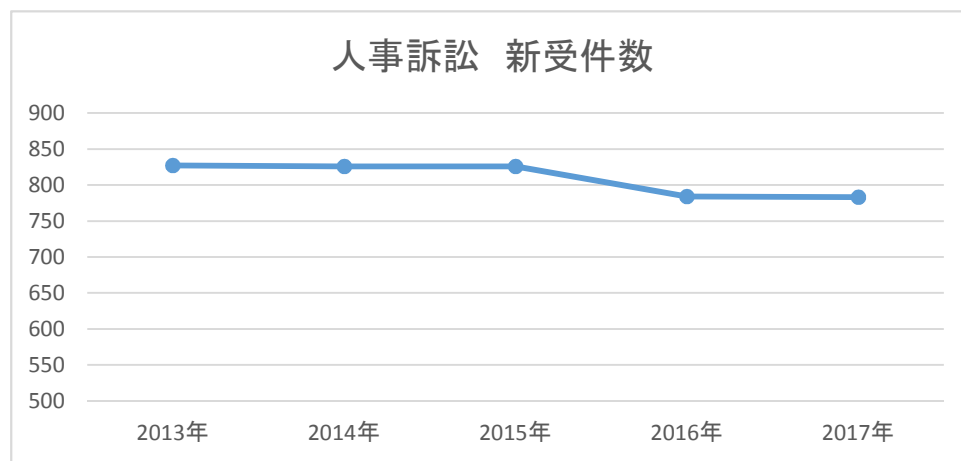
家裁総務課からの協力

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
総数	8	6	8	8	4	6	8	12	5
履行命令	2	2	3	6	3	4	2	7	3
却下	0	0	3	0	0	0	2	0	0
取り下げ	6	4	2	2	1	2	4	5	1

## 人事訴訟件数

大阪家庭裁判所 司法統計より

					2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
新受					827	826	826	784	783
既済					806	795	802	773	774
未済					689	720	744	755	764



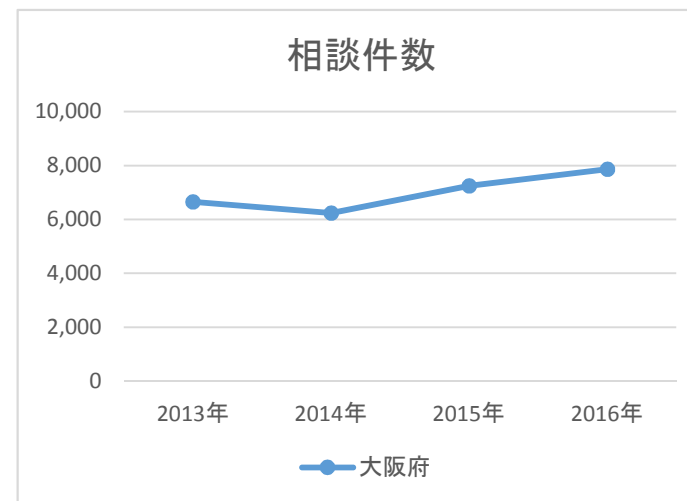
## 8 DV(配偶者間暴力)

### 大阪府配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	2013年	2014年	2015年	2016年
東京都	9,904	11,983	14,323	13,996
千葉県	7,245	7,929	7,698	7,947
大阪府	6,650	6,234	7,252	7,866
大阪府対象施設数	11	11	12	12

参照元: 内閣府男女共同参画局HP

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/data/01.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html)

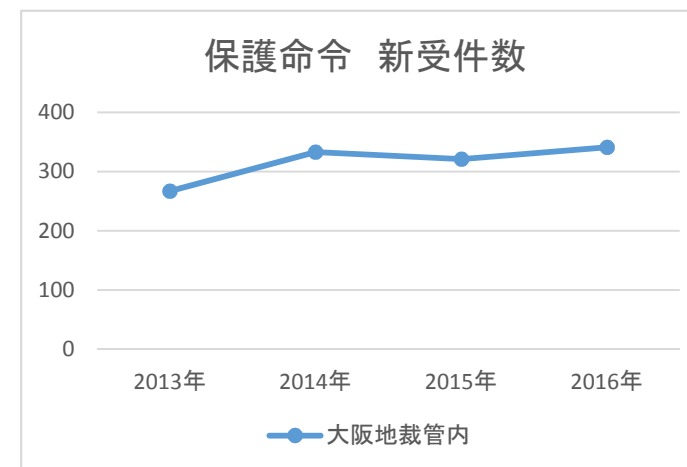


### 保護命令申立新受任件数

	2013年	2014年	2015年	2016年
全国	2,992	3,121	2,958	2,648
東京都	138	167	144	114
千葉県	84	95	73	97
大阪地裁管内	267	333	321	341

参照元: 最高裁司法統計

[http://www.courts.go.jp/app/sihotokei\\_jp/search\\_detail](http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search_detail)



## 1 大阪におけるDV被害の実情

2013年度の相談件数(6,650件)は、前年度2012年度の相談件数(5,256件)から1000件以上増加しており、2015年度以降は、年間7,000件を上回る相談件数となっているが、その要因は、配偶者暴力相談支援センターの設置件数が2013年に11件(2012年度は10件)、2015年度に12件と相談できる場所が増加したことによるものと思われる。

## 2 大阪におけるDV被害者の法的救済の実情

### (1) 弁護士の適時関与

大阪弁護士会では、月1回、「DV、セクハラ、性被害の電話相談」を行っています。また、平成19年度から大阪府の配偶者暴力相談支援センター機能を有する大阪府女性相談センターと連携し、月1回、大阪府女性相談センター等への出張相談を行っています。

2013年度からは、吹田市男女共同参画室とも連携し、月1回の出張相談を行っています。

### (2) 改正総合法律支援法によるDV相談

2018年1月24日(水)からDVを現に受けている方への資力を問わない法律相談が開始しました。この新しい制度は、緊急に対処を要するDV被害が存在するとの認識のもとで、被害者から法テラスへの問い合わせの後、数日中に、弁護士が相談に応じるというものです。

### (3) 保護命令事件

2016年度の大阪の配偶者暴力防止相談支援センターへの相談件数は7,866件あり、大阪地方裁判所への保護命令申立が341件でした。大阪では相談件数が増加するのに伴い、保護命令申立件数も増加しています。ちなみに、東京都の配偶者暴力防止相談支援センターへの相談件数は、2013年度は9,904件、平成28年度は13,996件と

約 4000 件も増加しているのに対し、保護命令申立件数は、2013年度は 138 件、2016年度は 114 件と減少しています。全国的にみても、2013年度は 2,992 件、2015年度は 2,648 件と減少していますので、大阪では、積極的に保護命令申立を行っていることが分かります。

## 9 高齢者・障がい者

ひまわり専門法律相談		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1-1	電話相談件数	2,650	2,598	2,600	2,712	3,418
	来館相談件数	359	361	386	398	431
	出張相談受付件数(一般)	342	249	283	284	402
自治体における専門法律相談		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1-2	大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター(あいあいねっと)	35	35	33	24	34
	社会福祉研修・情報センター	43	32	62	53	53
	社会福祉法人 聖ヨハネ学園(高槻市立障がい者福祉センター)	12	12	12	12	12
	堺市権利擁護サポートセンター	24	40	38	46	72
精神保健		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
2-1	出張相談受付件数(処遇改善請求・退院請求)	61	100	98	69	88
	精神化病院巡回法律相談件数	-	-	5	14	57
成年後見		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
3-1	成年後見人等推薦依頼件数	819	974	1,134	690	660
虐待防止		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
4-1	高齢者虐待対応専門職派遣数	85	76	76	63	41
	障がい者虐待対応専門職派遣数	20	23	19	21	26
虐待防止研修への講師派遣		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
4-2	外部からの依頼	8	10	9	16	18
	アウトリーチ事業:養介護施設従事者向け 高齢者虐待対応研修	-	-	-	57	2
	アウトリーチ事業:障がい者福祉施設従事者向け 障がい者虐待対応研修	-	-	-	-	53

障がい者の刑事弁護		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
5-1	「大阪モデル」申込件数	-	49	55	28	38
	医療観察法国選付添人推薦依頼件数	-	-	14	30	49

アウトリーチ		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
6-1	地域包括支援センター法律支援事業相談件数	-	426	461	400	253
	障害者相談支援事業所相談件数	-	19	59	90	40
	障害者差別解消法法律支援事業相談件数	-	-	-	-	5

【照会事項】

家庭裁判所成年後見人等選任事件数※1月～12月統計		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1	全国における成年後見関係事件申立件数	34,548	34,737	34,782	34,249	35,737
	上記の内、市町村長が申し立てたもの	5,046	5,592	5,993	6,466	7,037

ひまわり登録弁護士数		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
2	ひまわり支援弁護士登録人者数	1,479	1,758	1,076	1,186	1,269
	成年後見人等推薦候補者名簿登録者数	1,098	1,098	1,170	1,086	993
	虐待防止アドバイザー	91	91	93	101	104

高齢者・障がい者虐待		2013年	2014年	2015年	2016年
3	大阪府下 養介護施設従事者による高齢者虐待相談・通報件数	92	127	222	237
	大阪府下 養護者による高齢者虐待相談・通報件数	2,586	2,526	2,693	2,895
	大阪府下 障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待相談・通報件	152	147	221	240
	大阪府下 養護者による障がい者虐待相談・通報件数	722	770	865	908

精神医療審査会		2013年	2014年	2015年	2016年
4	大阪府下退院請求件数	291	334	354	354
	大阪府下処遇改善請求件数	89	85	86	101

## 第1 今の活動のあらまし

### 1 法律相談

高齢者・障害者総合支援センター（愛称「ひまわり」）では、平日の毎日午後1時から4時まで、高齢者や障がい者のための無料電話相談をしています。電話だけで解決しないときは、面談相談となりますが、会館や弁護士事務所に来ることが難しい人のために、出張の法律相談もしています。

バリアフリーを考え、聴覚障がい者のため、ファクシミリでの相談申込みもできますし、大阪ろうあ会館での法律相談もしています。

また、自治体等が行う専門相談へも弁護士派遣をしています。

### 2 精神保健

精神科病院に入院している人のための、退院の促進などの活動をしています。

また、入院中の人々が、一般の法律相談も受けやすいよう、精神科病院への巡回相談という新しい取り組みもしています。

### 3 成年後見

大阪家庭裁判所をはじめとする各種機関と連携して、高齢者・障がい者の権利、財産、生活が守られるよう、成年後見制度が、より良く活用されるよう努めています。

### 4 虐待防止

高齢者・障がい者の虐待防止のため、大阪社会福祉士会と協力して、市役所などで行われるケース会議に出て、虐



待をなくすための具体的な助言をしています。行政が虐待事例に対応するに際し、リーガルチェックと権利擁護のための助言をすることができます。

また、施設・事業での虐待防止のため、「虐待防止研修」の講師をする弁護士を派遣する活動もしています。

## 5 介護事故

昨年、たくさんの裁判例の検討をもとにした書籍「介護事故を考えることになったら読む本」を作りました。これから、広く普及を図って、高齢者・障がい者が安心して、自分らしく暮らしていけることの実現を目指します。

## 6 障がい者の刑事弁護

障がい者が刑事事件のうたがいを受けたときは、えん罪を防いだり、適切な権利擁護のための配慮が必要です。こうした考えから、警察署や裁判所等に、被疑者や被告人に障がいがある（障がいがあると疑われる）場合には連絡してもらうように依頼し、特に障がい者の刑事弁護について研修を受けた弁護士を当番弁護士や国選弁護人として派遣する制度を作っています。

また、弁護士が社会福祉士等と協働しながら弁護活動を行う「大阪モデル」も行っています。

さらに、医療観察法に対応できる体制も作っています。

今後は、刑事手続を終えた障がい者が、地域で自分らしく暮らせるよう、地域定着支援センターなどとの連携強化をはかり、誰もが排除されない社会を目指したいと考えています。

## 7 その他

### (1) 社会福祉協議会との顧問契約

府下の社会福祉協議会と顧問契約を結ぶ弁護士を選んで、社会福祉協議会の職員の方から、その弁護士に対し、いつでも自由に電話も含む法律相談ができるようにしています。

## (2) アウトリーチ

地域の高齢者福祉、障がい者福祉を担う最前線とも言える、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所に対し、出かけて行って（アウトリーチ）、法律相談を受けるだけでなく、学習会を行うなどしています。

さらに、ケアマネージャーや、コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）へのアウトリーチ、障がい者差別解消法に関する自治体相談へのアウトリーチなど、高齢者・障がい者の権利擁護へのアンテナを上げていく試みをしています。

なお、これらの活動から、福祉分野における個人情報のあり方について、現場の悩みやニーズが多いことが分かり、今、「福祉現場における個人情報の取扱」についてプロジェクトチームを立ち上げて検討していて、地域福祉に役立ててもらおうことを目指しています。

## (3) 消費者被害

とりわけ被害の多い高齢者の消費者被害について、消費者保護委員会と連携して、被害救済、研究、各種機関との連携、広報などに努めています。

## (4) 障がい者差別解消

上に述べたアウトリーチの試みのほか、差別解消の実現の最前線である、自治体との連携を進めるため、弁護士会館における「自治体研修懇談会」を開催するなどしています。

## 第2 今後、より利用してもらいやすくするための考え

### 1 さらに、法律相談などのバリアフリーを

法律相談では、ソフト面、ハード面のさらなるバリアフリーをはかり、また、市民向け講演会の開催などでも、年齢や障がいにかかわらず、排除されずに参加できる配慮を強めていきます。

### 2 精神保健活動

精神保健では、諸外国からみても異常に高い強制入院率などの是正のため、他機関との連携を深め、また、精神保健活動を担当する弁護士へのバックアップの強化などをしていきます。

### 3 成年後見

成年後見については、財産が多いかどうかにかかわらず、誰もがより良く利用できるためには、後見人の報酬につき、きちんと公的制度が保障されることが必要です。具体的には、市長申立や、成年後見制度利用支援（報酬助成）事業の適切な拡充が不可欠なので、このことを継続して訴えていきます。

### 4 他機関連携

その他、障がい者の刑事弁護やアウトリーチなどでの、他の専門機関との連携の強化は、すでに述べたとおりです。

## 10 子ども

### 国選付添人契約弁護士数の推移(大阪)

2008年		2009年		2010年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
4.1現在	10.1現在	4.1現在	10.1現在	4.1現在	1.30現在	2.3現在	1.31現在	1.31現在	1.31現在
305	363	510	533	658	1,045	1,188	1,315	1,418	1,514

(法テラス大阪 少年司法手続に関する三者懇談会用資料より)  
各年度のうち、4.1以外の数値については、各日現在の速報値である

### 国選付添人名簿登載者数(大阪)

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
3.1現在	3.1現在	3.1現在	3.1現在	3.1現在
1,054	1,019	1,006	1,025	993

(委員会部人権課)

### 日弁連法テラス委託援助の少年保護事件付添援助決定件数(大阪)

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
691	477	349	269	189

(法テラス白書)

## 未成年後見人・後見監督人選任事件新受件数

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
全国	後見人	2,426	2,366	2,150	2,295	2,088
	後見監督人	121	137	152	179	137
大阪	後見人	215	191	192	186	173
	後見監督人	9	14	13	18	20

(裁判所の司法統計より( [http://www.courts.go.jp/app/sihotokei\\_jp/search](http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search) ) 一家事審判・調停事件の事件別新受件数)

## 児童相談所における児童虐待相談対応件数

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
全国	66,701	79,186	87,694	103,286	122,575
大阪府	6,079	9,191	10,377	10,427	10,118
大阪市	2,823	3,594	4,282	4,664	6,020
堺市	973	1,109	1,279	1,490	1,605

(政府統計の総合窓口e-stat )

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001108815&tclass2=000001108820&second2=1>)

## 大阪における付添人選任率の推移

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
観護措置件数	1,168	982	888	718	616
付添人選任数	726	702	710	623	538
付添人選任率	62.20%	71.50%	80.00%	86.80%	87.30%

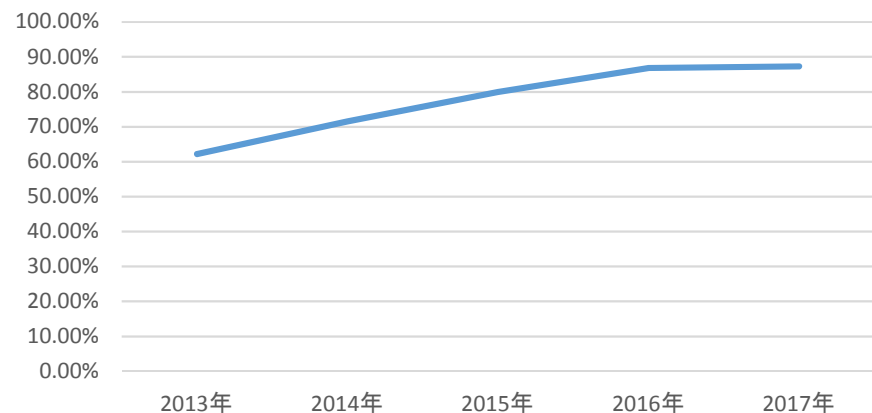
※本庁と堺支部の合計数

## 大阪における国選付添人選任率の推移

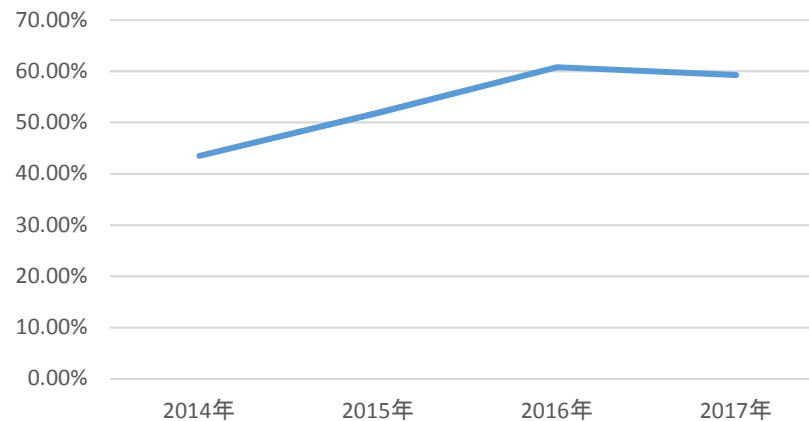
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国選付添対象事件数		359	659	579	494
国選付添選任数		156	342	352	293
国選付添選任率		43.50%	51.90%	60.80%	59.30%

※本庁と堺支部の合計数

付添人選任率



国選付添選任率



## 1 付添人選任率

2016年度の司法統計によれば、同年度の全国における一般少年保護事件のうち監護措置決定のあった事件の数は6297件であり、これらの事件の付添人選任率は96%と非常に高くなっている。

しかし、大阪においては、一般保護事件における付添人選任率は、年々、上昇してはいるものの、いまだに付添人選任率が90%に満たない状況であり、全国と比較して約10%低い数値となっている。

## 2 国選付添人制度

2014年6月18日より、少年保護事件における国選付添人の選任対象事件が「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪（触法の場合はこれに触れる場合）」に拡大された。ただし、被疑者国選弁護人の場合と異なり、国選付添人については、少年等が請求すれば必ず付添人が選任されるというわけではなく、家庭裁判所の裁量による選任となっている（なお、2018年6月1日より、被疑者国選弁護人の選任対象事件は、「死刑又は無期又は長期三年を超える懲役又は禁錮に当たる罪」から、勾留されている全ての事件に拡大されているが、少年保護事件における国選付添人の選任対象事件は拡大されなかった。）。

大阪の場合、国選付添人選任対象事件における国選付添人の選任率は、60%前後に留まっており、約4割の事件で国選付添人が選任されていない。

大阪弁護士会では、これまで国選付添人名簿の整備や研修等による付添人の量的・質的向上を図ってきており、2018年3月1日現在、国選付添人名簿には993名の研修を受けた弁護士が搭載されている。また、同会では、国選付添人不選任事案についてアンケートを実施するなどして情報収集に努めており、今後も、定期的実施されている家庭裁判所との協議の場等を利用して、国選付添人選任率拡大への働きかけを継続していく予定である。

## 3 未成年後見処理状況

未成年後見人・後見監督人選任事件の全国における新受件数は、ここ数年横ばい状態である。一方で、大阪家庭裁判所から大阪弁護士会への推薦依頼件数は、2011年の民法改正（親権停止制度の新設及び複数後見・法人後見の解禁）後に急増し、ここ数年は年間40件を超える状況が続いている。推薦依頼があった場合には、子どもの権利委員会内の未成年後見人等選任チームにおいて、研修履修条件を満たした者を登載した候補者名簿から適任者

を選定し、推薦する運用を行っている。また、ケース報告会を随時開催する等、研鑽を積む機会を提供している。

#### 4 児童相談所への弁護士の配置状況

大阪においては、従前より、大阪府・大阪市・堺市の各児童相談所に担当者弁護士を割り当て、一般的な法律相談から家庭裁判所への各種申立代理人まで、幅広いサポートを行ってきた。かかる体制を維持しつつ、2017年度からは、よりきめ細やかな法的支援を提供するため、各児童相談所への定期訪問を開始する等、相談体制を拡充している。また、堺市については、2018年度より弁護士4名が非常勤職員として配置されている。

#### 5 児童虐待 相談対応件数

児童相談所の相談対応件数（虐待事案）は毎年増加の一途を辿っており、2015年7月から全国共通ダイヤルが3桁（189）となったこともあってか、2012年（66,701件）から2016年（122,575件）までのわずか4年間で倍増している。中でも、大阪が際立っており、大阪府下（大阪府・大阪市・堺市の合計数）の件数が全国の都道府県で最も多い状態が続いている。



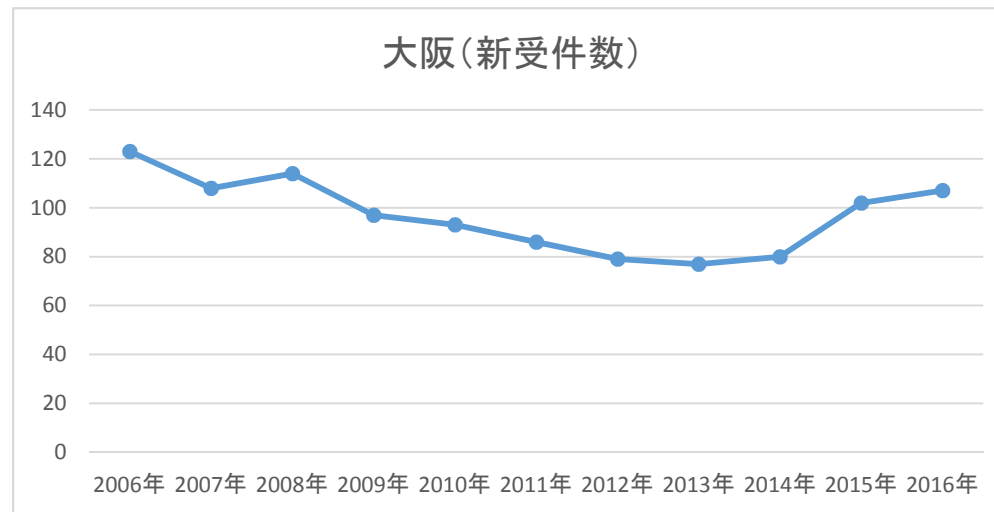
## 11 医療過誤

### 医療関係訴訟の新受件数と認容率の推移

新受件数	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
全国※1	913	944	876	732	790	769	787	801	864	830	870
大阪※2	123	108	114	97	93	86	79	77	80	102	107
全国認容率※1	35.1	37.8	26.7	25.3	20.2	25.4	22.6	24.7	20.4	20.6	17.6

※1 最高裁判所ホームページによる

※2 大阪地方裁判所提供資料による



## 1 医療事故の発生状況について（全国）

公益財団法人日本医療機能評価機構が実施している医療事故情報収集等事業の結果によると、2016年において、全国1,031の病院から合計3,882件の医療事故事例の報告があり、そのうち338件が死亡事例、1,499件が何らかの障害残存の可能性のある事例であったとされています。この数字は、同事業に参加している1,031の病院におけるものであり、全国の病院数が8,480（2015年10月時点）であることに照らすと、全国で毎年発生している医療事故件数は相当多数に上ると推測されます。

## 2 大阪府下における法的救済の現状

### (1) 医療過誤訴訟（民事）

ア 医療過誤訴訟の新受件数は、全国的には2004年をピークに、大阪においては2005年をピークに、いずれも減少傾向にあります。これは、医療事故数が減少しているのではなく、示談等の裁判外の紛争処理が一定の役割を果たしている結果と思われる。

また、判決の認容率（全国）は、通常民事訴訟事件が平均して80%を超えているのに比べ、医療過誤訴訟の認容率は元々低いうえ、近年は20前後になっています。これは、示談が困難な難事件が法廷で争われる傾向にあること、訴訟になっても和解で終了する場合が増加していることを反映するものと思われる。

### イ 医事集中部

大阪地裁では2001年4月に医事集中部が2か部設けられ、現在では第17、19、20民事部の3か部になっています。

医事集中部では、早期の争点整理、集中証拠調べなどの審理促進策が採られています。鑑定人の推薦についても各地で大学病院等のネットワークが構築されるとともに、最高裁判所に医事関係訴訟委員会が設置さ

れ、鑑定人の選任が早期かつ確実になされるようになりました。

この他、訴訟手続において第三者の医師に専門的知見の説明を求めることができる専門委員制度が導入されており、早期の争点整理等に一定の役割を果たす例もあります。

こうした取り組みにより、審理期間は短縮される傾向にあります。全国の医療過誤訴訟の平均審理期間は、1997年には36.3か月でしたが、2016年には23.3か月に短縮されています。また、大阪地裁医事集中部での平均審理期間は更に短く、概ね20か月程度となっています。

## (2) 裁判外紛争解決機関（ADR）

ア ADR制度は、裁判外において紛争を解決するためのものです。あっせん委員として専門家が当事者の間に入り、事案の実情に即して示談あっせんを行います。比較的単純で請求額が低額な事件が適するといわれており、低廉なコストで迅速かつ柔軟な解決が得られる場合があります。

イ 大阪では、医療紛争に特化したADR制度はまだないものの、公益社団法人民間総合調停センターによるADR制度が医療紛争にも利用されています。医療に関する申立件数は、2009年度が4件、2010年度が13件、2011年度が7件となっています。医療紛争の場合は、医師とともに医療事件に詳しい弁護士をあっせん委員にするなどの配慮が行われています。ADRを利用するには相手方が手続を開始することに応諾する必要がありますが（応諾しない場合はADRを利用できません）、医療紛争の場合は医療機関側の応諾率が低いという点が指摘されています。

## (3) 大阪弁護士会総合法律相談センターの医療法律相談、弁護士紹介

大阪弁護士会総合法律相談センターでは、専門法律相談として、週1回の医療法律相談を実施しています。医療事件について一定の実務経験があり、かつ、所定の研修を受けた者として名簿に登録された弁護士が相談を担当します。総合法律相談センターにおける医療事件の相談件数は、2015年は92件、2016年は76件でし

た。

また、総合法律相談センターには弁護士紹介制度があり、医療事件の紹介依頼に対し医療法律相談の担当者名簿に登録された弁護士を紹介しています。

#### (4) 行政の医療相談窓口

大阪府下では、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市等の保健所に医療全般に関する問い合わせを含めた医療相談窓口が設けられています。但し、診断・検査内容の是非や医療ミスであるかの判断や医療機関とのトラブルの仲裁などには対応できないとされていますので、それらの相談に対しては、弁護士会の法律相談等に関する情報提供が行われることとなります。

#### (5) 医療事故調査制度（全国）

医療法が改正され、2015年10月から、医療事故調査制度が導入されました。

医療機関は、死亡又は死産の医療事故が発生した場合は「医療事故調査・支援センター」に報告するとともに（医療法第6条の10）、事故の原因を調査する義務があります（同条の11）。

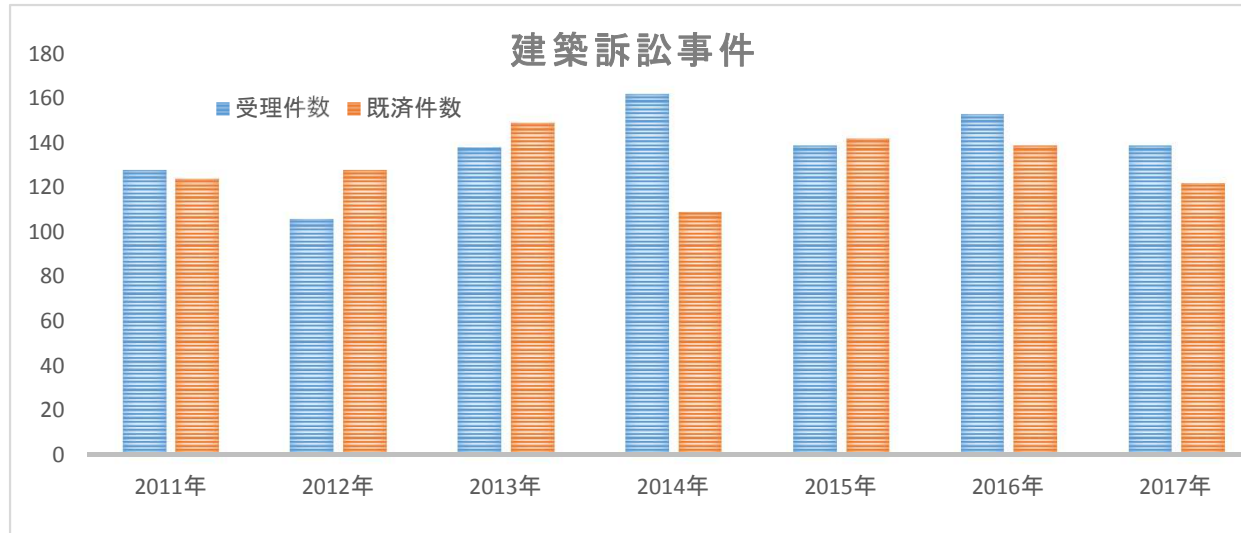
医療事故とは、医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産で、医療機関の管理者が予期しなかつたものとされています。医療事故調査・支援センターである「一般社団法人日本医療安全調査機構」によると、2016年度は、381件の医療事故が報告されました。

もともと、医療機関の管理者が死亡又は死産を予期していたものについては、「医療事故」に含まれませんので、遺族が予期しなかつた死亡又は死産であっても事故調査が行われない場合があります。医療事故調査制度の対象となるかどうかについては、日本医療安全調査機構が相談を受け付けています。

## 12 建築紛争

大阪地方裁判所第10民事部(建築訴訟事件)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
受案件数	128	106	138	162	139	153	139
既済件数	124	128	149	109	142	139	122
(うち判決	43	31	55	39	39	24	37
(うち和解	29	45	34	27	44	64	30
(うち付調停御調停成立による取り下げ擬制等	52	52	60	43	59	51	55



民間総合調停センター(旧公益社団法人総合紛争解決センター):不動産売買・請負契約における紛争)受案件数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
受案件数	19	21	21	35	22	23	21
(うち売買契約	9	4	5	4	4	5	5
(うち請負契約	10	17	16	31	18	18	16

### 大阪住宅紛争審査会

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
受理件数	12	8	6	9	11	12	15
(うち評価住宅)	7	4	0	2	1	2	3
(うち保険付住宅)	5	4	5	7	9	9	12
(うち評価住宅+保険付住宅)	0	0	1	0	1	1	0

### 大阪弁護士会 総合法律相談センター:住宅・建築相談

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
受理件数	59	41	66	52	62	46	28

### 財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター:住宅専門家相談(大阪)※

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
受理件数	79	80	116	134	154	138	142
(うち評価住宅)	12	9	15	20	21	16	17
(うち保険付住宅)	26	25	31	44	65	52	49
(うち住宅リフォーム)	41	46	70	69	65	70	74
(うちマンション建替等)	—	—	—	1	3	0	2

※2010年度より相談実施

## 13 刑事事件

### 刑事弁護

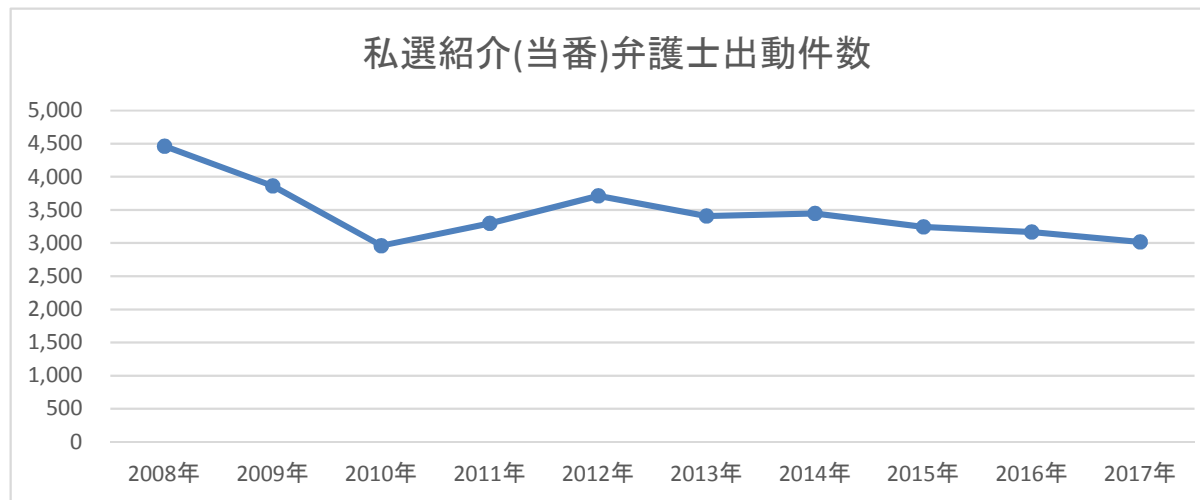
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
私選紹介(当番)弁護士出動件数	4,462	3,860	2,961	3,296	3,712	3,410	3,445	3,242	3,167	3,019
被疑者国選新受件数 ※1	730	5,251	6,157	6,460	6,759	6,094	5,946	5,627	5,474	5,165
被告人国選受任件数 ※2	6,683	7,348	7,574	7,466	7,460	6,341	5,895	5,415	5,379	4,964
国選弁護士契約弁護士数 ※3	1,735	1,876	1,978	2,075	2,191	2,285	2,450	2,448	2,565	2,819

※1、2、3はいずれも法テラス白書から抜粋

※1、2は当該年度中の件数

※3は当該年の4月1日現在の国選弁護士契約弁護士契約数

契約上は、被告人、被疑者別の契約ではないため単純に国選弁護士契約弁護士契約数とした。

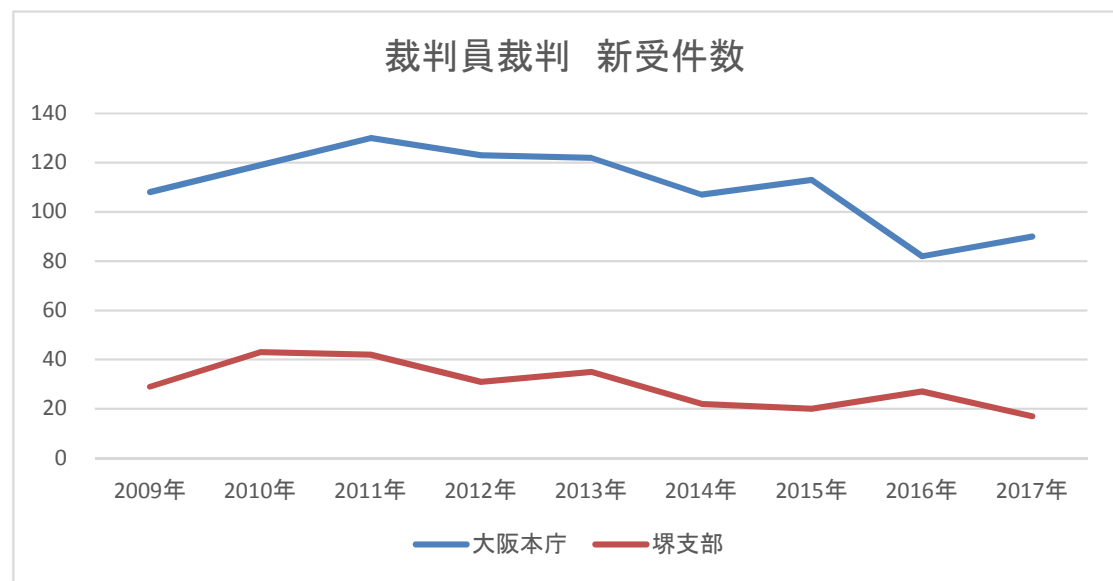


# 裁判員裁判

最高裁HPより

## 新受件数・終局件数

集計項目		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
新受件数	全国	1,142	1,591	1,624	1,344	1,329	1,298	1,188	1,003	1,081
	大阪(本庁)	108	119	130	123	122	107	113	82	90
	堺	29	43	42	31	35	22	20	27	17
終局件数	全国	148	1,530	1,568	1,526	1,415	1,220	1,206	1,127	993
	大阪(本庁)	12	126	113	123	134	120	103	112	85
	堺	1	38	41	41	37	28	21	23	23





平均審理期間（全国）

集計項目		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
総数	判決人員	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966
	平均実審理期間(日)	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4	9.5	10.6
	平均開廷回数(回)	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6	4.9
自白	判決人員	114	970	885	806	725	644	623	568	449
	平均実審理期間(日)	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9	6.2	6.7	7.2
	平均開廷回数(回)	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9
否認	判決人員	28	536	640	694	662	558	559	536	517
	平均実審理期間(日)	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0	12.6	13.5
	平均開廷回数(回)	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6	5.6	5.8

平均評議時間（全国）

集計項目		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
総数	判決人員	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966
	平均評議時間(分)	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	719.6	731.9	760.3
自白	判決人員	114	970	885	806	725	644	623	568	449
	平均評議時間(分)	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	541.9	560.1	580.3
否認	判決人員	28	536	640	694	662	558	559	536	517
	平均評議時間(分)	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	917.7	914.1	916.6

裁判員候補者（全国）

最高裁HPより

集計項目	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
(イ) 裁判員候補者名簿記載者数	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600
(ロ) 名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4

(ハ) 選定された裁判員候補者数	13,423	126,465	131,880	135,535	135,207	123,059	132,831	127,811	120,187
(ハ) 判決人員1人当たりの選定された裁判員候補者数の平均	94.5	84.0	86.5	90.4	97.5	102.4	112.4	115.8	124.4
(ニ) 調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011
(ホ) 期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数(「ハ」-「ニ」)	9,638	94,220	94,109	97,047	95,541	86,304	92,076	88,326	84,176
(ホ) 判決人員1人当たりの期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数の平均(「ハ」-「ニ」)	67.9	62.6	61.7	64.7	68.9	71.8	77.9	80.0	87.1
(ヘ) 質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,707

(ト)選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数(「ホ」-「ヘ」)									
6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,659	
(チ)選任手続期日に出席した裁判員候補者数									
5,415	48,422	44,150	41,543	38,527	32,833	32,598	30,313	27,152	
(チ)判決人員1人当たりの選任手続期日に出席した裁判員候補者数の平均									
38.1	32.2	29.0	27.7	27.8	27.3	27.6	27.5	28.1	
(リ)出席率(%) (「チ」/「ハ」)									
40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	
(リ)出席率(%) (「チ」/「ト」)									
83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	
(ヌ)選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数									
1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	
(ルa)辞退が認められた裁判員候補者の総数									
7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,284	
(ルb)辞退率(%) (「ルa」/「ハ」)									
53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	
(ヲ)くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの									
4,802	42,559	38,274	35,785	32,586	27,703	27,554	25,678	22,954	
(ヲ)判決人員1人当たりのくじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたものの平均									
33.8	28.3	25.1	23.9	23.5	23.0	23.3	23.3	23.8	

(ワ)選任された裁判員の数									
838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	
(カ)選任された補充裁判員の数									
346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	

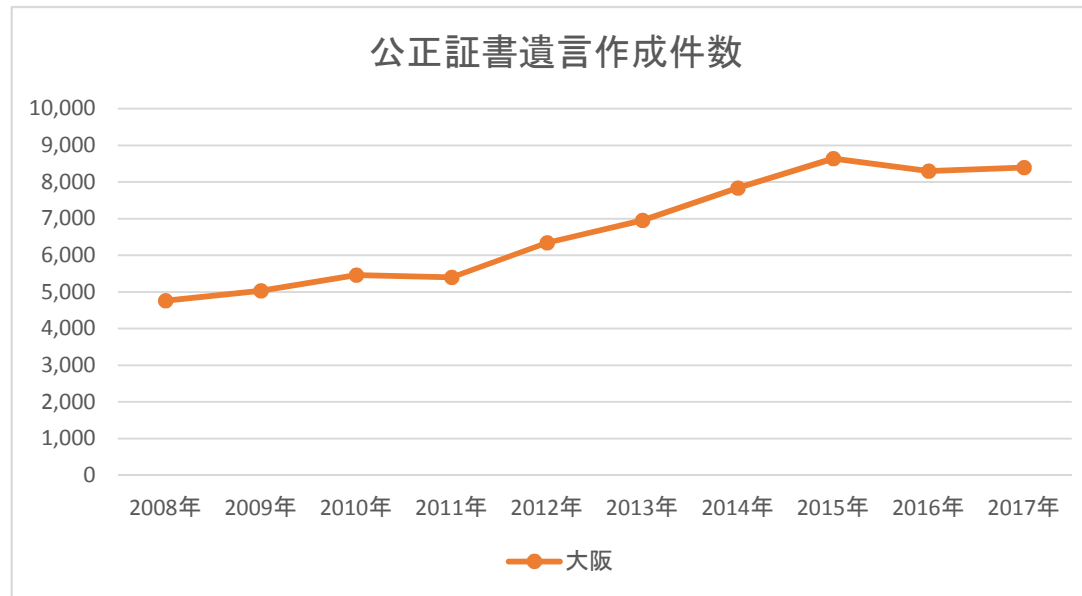
## 14 相続・遺言

### 公正証書遺言作成件数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
全国	76,436	77,878	81,984	78,754	88,156	96,020	104,490	110,778	105,350	110,191
大阪	4,764	5,030	5,457	5,403	6,347	6,950	7,839	8,639	8,301	8,397

※全国数は、日本公証人連合会統計による

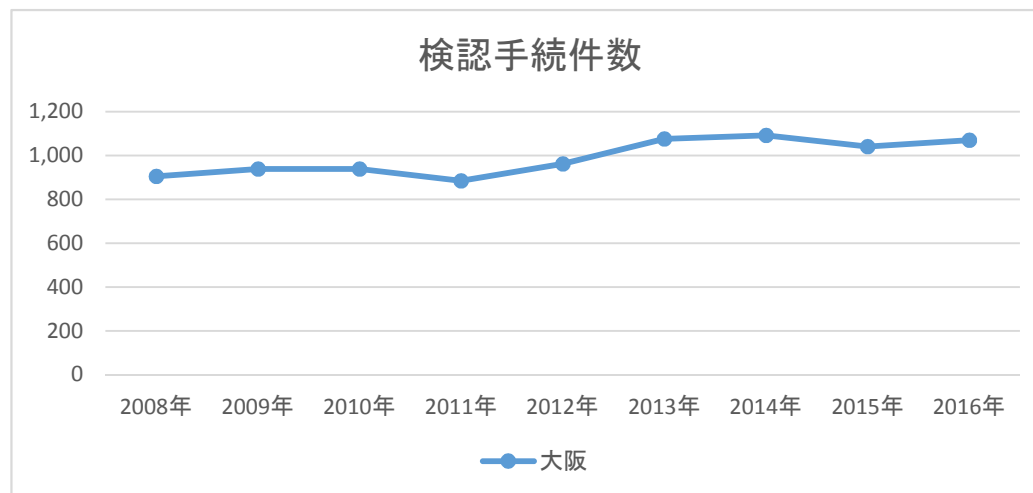
※大阪数は、大阪公証人会(平野町公証役場)事務局より聴取



## 遺言書の検認手続の申立て件数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
全国	13,632	13,962	14,996	15,113	16,014	16,708	16,843	16,888	17,205
大阪	905	939	939	885	963	1,077	1,093	1,041	1,070

※司法統計



## 信託業務を行う金融機関の遺言書保管件数 (いずれも年度末の件数)

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
65,612	68,911	72,333	75,975	81,457	88,448	97,709	108,623	118,315	128,366

資料: 信託協会ホームページ

### 【分析結果】

高齢化に伴って、遺言書作成件数が増加しているものと評価できる。

公正証書作成件数及び自筆証書作成件数(検認手続件数から推測)がともに右肩上がりで増加している。

## 15 裁判外紛争解決機関

### 民間総合調停センター(旧公益社団法人総合紛争解決センター)処理件数

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
申立受理件数	132	144	131	136	147	172	135	153	150
終結事件数	92	155	125	129	148	169	136	157	191
成立件数	26	58	38	54	51	58	43	54	48
成立率	28.3%	37.4%	30.4%	41.9%	34.5%	34.3%	31.6%	34.4%	29.6%

※成立率＝成立件数÷終結事件数

### コメント

- ・年間150件程度の事件を受理し、うち3割程度について和解が成立しています。

